

千葉市発の規制改革提案が実現しました！
～DID 地区内の工業専用地域はドローン飛行の禁止空域から除外！～

千葉市では、国家戦略特区における新たな規制改革事項として、国に対し、ドローンの産業利用促進を目的とした提案を行った結果、有効性が認められ、全国で規制緩和が実現しましたので、お知らせします。

1 概要

ドローンを屋外で飛行させる際、都市計画法上の工業専用地域であっても、総務省が国勢調査の結果を基に定める人口集中地区（以下「DID 地区」という）に該当するエリアでは、航空法上の「特定飛行」に該当するため、国土交通大臣への飛行許可の申請等が必要であり、ドローンの利活用に制約が生じていました。

今回の提案により、DID 地区のうち工業専用地域に該当する区域におけるドローンの特定飛行に伴う国土交通大臣への飛行許可の申請、飛行計画の通報および飛行日誌の作成が不要となり、飛行に関する手続きが大きく緩和されました。また、本件は、国家戦略特区以外の地域でも適用されます。

2 提案の背景

本市臨海部の工業専用地域に立地する一部企業では、施設や設備の点検にドローンを活用する取り組みが行われています。一方で、当該地域は DID 地区であり、屋外でドローンを飛行させる際の申請手続に時間を要することが課題となっていました。

工業専用地域は、建築基準法の規定により住居やホテル、病院等、住民が滞在する施設が建てられず、一般的に居住者がいないことから、国家戦略特区の枠組みを活用し、国に対して、飛行の禁止空域から除外する提案を行いました。

3 告示日・適用日

告示日 令和 8 年 3 月 3 1 日（国土交通省告示第四百三十五号）

適用日 令和 8 年 7 月 1 日

<参考>国家戦略特区について

「世界で一番ビジネスをしやすい環境」を作ることを目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。平成 25 年度に関連する法律が制定され、本市は平成 28 年 1 月に、東京圏の一部として指定を受けました。